

佐賀県告示第 186 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 31 年 4 月 26 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

鹿島市

2 都市計画事業の種類及び名称

鹿島都市計画下水道事業 鹿島市公共下水道

3 事業施行期間

昭和 62 年 3 月 2 日から平成 38 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和 62 年佐賀県告示第 167 号、平成 5 年佐賀県告示第 99 号、平成 10 年佐賀県告示第 15 号、平成 16 年佐賀県告示第 536 号及び平成 27 年佐賀県告示第 466 号の事業地に鹿島市大字中村字山枡、大字高津原字杉本、字中溝、字辻、字妙見淵ノ上及び字蟻尾、大字納富分字野畑、字坂口、字杉、字大籠及び字久保二、古枝字米角、字永園、字木藤、字堂園、字一本松、字彦四郎及び字岩本、浜町字岡山、字北舟津、字多々良川、字庄津、字町裏籠、字中籠、字金屋町、字浜崎、字糸小屋、字浜崎籠、字開浦、字開籠、字西葉籠、字小寺、字山元、字西坂ノ上、字内前田、字犬馬場、字馬場副、字野島及び字城下並びに大字井手字三の松を加え、大字常広字御殿、大字中村字毘沙門及び字水深、大字高津原字三本松及び字久保、大字重ノ木字

瀬戸口角、字中川角及び字宗原角並びに大字納富分字山王、字鐘頭及び字山田地内において事業地を変更する。